

## 第29回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月9日(金) 午後2時00分から午後3時05分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 16名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	10	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	11	田村 正弘
委員	3	田畑 啓之助	委員	12	田井中 勲
委員	4	保井 章	委員	13	福井 幸生
委員	5	林 廣美	委員	14	今井 百合
委員	6	伴 慎也	委員	15	川村 克己
委員	8	松下 富男	委員	16	寺田 勝典
委員	9	奥村 喜美子	委員	17	瀧井 和雄

5. 欠席委員 議席2番 林田 清光 委員  
議席7番 小倉 剛 委員  
議席18番 西田 くみ子 委員

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席5番 林 廣美 委員  
議席6番 伴 慎也 委員

## 8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第133号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第134号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第135号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第136号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

○報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告について

6) 報告事項

○農業委員会制度検討委員会報告事項

○湖国女性農業委員・推進委員協議会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

## 9. 事務局出席者（3名）

事務局長 大谷 茂

局次長 村田 浩司

主事 澤山 昌宏

## 10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。  
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席2番林田清光委員、議席7番小倉剛委員、議席18番西田くみ子委員の3名で、遅参、早退の届出はございません。よってただ今の出席委員は16名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席5番林廣美委員と、議席6番伴慎也委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。  
最初に、議案第133号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
はじめに、3条調書、整理番号31について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第133号、整理番号31について説明します。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページです。農業振興地域内の青地および白地農地です。  
高齢の親から子への農業経営の承継に伴う、農地の所有権移転についての申請です。譲受人は申請地にて水稻及び野菜の栽培を行う予定です。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号31については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番田井中です。  
10月23日、大西推進委員と私で現地確認し、譲渡人から申請内容の説明を受けました。譲渡人と譲受人は親子関係にありますが、譲渡人は高齢となり、営農の継続が難しくなってきたことから、農地を譲渡されるものです。譲受人は40代前半で、若いときから農作業を手伝っておられ、今後、長年にわたり就農が期待されることから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号40大西推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号40大西です。

10月23日に、現地確認を行いました。譲渡人は、農業を若い時から任されてやっておられます。耕作者の若返りとともに、また地域の農業にも貢献していただけていると思いますので、問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号31について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、3条調書、整理番号31については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号32について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号32について説明します。議案書は3ページ、参考図は3ページから5ページです。申請地は、農業振興地域内の青地および白地農地です。

高齢の叔父から甥への農業経営の承継に伴う、農地の所有権移転についての申請です。譲受人は申請地にて水稻及び野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号32については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。

担当農委 議席12番田井中です。

10月6日に鶉飼推進委員と私で現地確認し、関係者から申請内容の説明を受けました。譲渡人と譲受人は、叔父と甥の関係にあり、譲渡人は高齢のため、農

地の保全管理が困難なことから、譲受人に贈与をされるものです。譲受人の親も地元にお住まいで、今後も農業用水の管理や、畦の草刈などの手伝いをされます。親子で協力し、安定した就農が期待されることから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号39 鶉飼推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号39 鶉飼です。

田井中農業委員の説明のとおりで、特に補足説明はありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 田畑委員。

田畑委員 議席3番田畑です。

不耕作地もありますが、どのようにされるのでしょうか。

担当農委 不耕作地については、面積が狭いことや条件が悪いため耕作されません。現状の利用状況のまま贈与されます。

田畑委員 わかりました。

議 長 他に、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号32について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号32については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号33について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

- 事務局 整理番号33について説明します。議案書は4ページ、参考図は6ページから13ページです。申請地は、農業振興地域内の青地および白地農地です。  
高齢の親から子への農業経営の移譲に伴う、農地の所有権移転についての申請です。譲受人は申請地にて茶、水稻及び野菜の栽培を行う予定です。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議長 3条調書、整理番号33については、議席19番、私、北田が説明いたします。
- 担当農委 譲渡人は、高齢ではありますが、まだまだ働ける方ですが、今般、息子である譲受人に贈与されるものです。譲受人は親子で、家業のお茶の経営をされています。近年は、譲受人が耕作を含め、経営をしておられます。贈与により相続登記されます。譲渡後も、現状通り経営されるということです。何ら、問題はなく許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく願います。以上です。
- 議長 続いて、区域番号45関谷推進委員、意見を願います。
- 担当推委 区域番号45関谷です。  
農地利用最適化推進の面におきましては、何ら問題ありません。譲受人は、地域産業である茶の栽培だけでなく、地域の中心的な存在で、若手をけん引されるような専業農家の方です。何ら問題なく、審議のほどよろしく願います。以上です。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委員 **【質問等なしの声】**
- 議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号33について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**

- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号33については、許可とすることに決定いたします。  
議案第133号については、以上であります。
- 議 長 続きます。議案第134号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議  
について」を議題といたします。  
4条調書、整理番号12について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第134号、整理番号12について説明します。議案書は5ページ、参考  
図は14ページ、15ページ、土地利用計画図は16ページです。申請地は、都市  
計画区域外の第3種農地です。  
申請地を小屋、庭、車庫で利用するための申請です。新たな造成工事はなく、雨  
水排水は、道路側溝に放流されます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用に  
よる周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意  
は得られております。  
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし  
ていると判断しました。以上です。
- 議 長 4条調書、整理番号12については、議席7小倉委員が欠席ですので、事務局  
に意見書を朗読させます。
- 事 務 局 11月2日午前、申請者代理人と谷川推進委員とともに現地確認を行いました。  
周辺に農地は存在せず、しっかりと整備されており、何ら影響を及ぼすことは  
考えられません。よって本件は、許可相当と考えられます。ご審議のほどよろしく  
お願いします。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号12谷川推進委員、意見を申し上げます。
- 担当推委 区域番号12谷川です。  
11月2日、小倉委員と関係者とで現地を確認しました。説明のとおりで、私  
からは意見等はありません。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問  
等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】

議 長           ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号12について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員           【挙手全員】

議 長           挙手全員でございます。  
よって、整理番号12については、許可とすることに決定いたします。

議 長           続きまして、4条調書、整理番号13について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局           整理番号13について説明します。議案書は6ページ、参考図は17ページ、  
18ページ、土地利用計画図は19ページです。申請地は、都市計画区域外の第3  
種農地です。

申請地を資材置場にするための申請です。申請地については平成10年に競売により取得されていますが、利用されずに自然林状態となっていました。当時の競売による転用許可内容が確認できる書類が見当たらないことから、今般、資材置場として改めて申請されるものです。申請にあたり木は伐採し、整地をされています。隣地に土砂が流出するような造成工事はなく、雨水排水は自然浸透処理とされることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長           4条調書、整理番号13については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。

担当農委           議席番号12番田井中です。

11月4日に鵜飼推進委員と地元の農業組合長と私の3名で現場確認し、申請者の代理人から申請内容の説明を受けました。申請者は、建築工事業等の業務を行っており、この度諸般の事情により、自社倉庫の解体の必要性が生じ、プレートや外壁材等を保管するため、当該地を一時的に資材置き場として利用されるものです。現況は不耕作地であり、資材置き場としての整備にあたっては、土地の切土や盛土もなく、現状のまま利用されます。また当該地は、約40年前に造成された新興住宅地に隣接しており、周辺には農地が存在せず、また雨水排水については、自然浸透ということで農業に影響を及ぼさないことから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

- 議 長 続いて、区域番号39 鶉飼推進委員、意見を申し上げます。
- 担当推委 区域番号39 鶉飼です。  
申請地は、住宅地に隣接しており、土地改良事業には該当せず、地域が進める農地利用最適化推進には支障ありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号13 について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号13 については、許可とすることに決定いたします。  
議案第134号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第135号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
5条調書、整理番号38 について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第135号、整理番号38 について説明します。議案書は7ページ、参考図は20ページ、21ページ、土地利用計画図は22ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。  
申請内容は、自己用戸建住宅を目的とする、農地の使用貸借です。申請地は、令和3年6月の総会議決により農地法第3条の許可を得て、取得された農地で、果樹栽培をされています。今般、その土地の一部を分筆し、既存の宅地と合わせた土地に、農地所有者の子が住宅を建築するための申請です。なお、第3条許可における農地面積は公簿上208平方メートルで、分筆後の農地として残る土地の実測面積は250平方メートルあり、引き続き果樹栽培をされます。計画によると、建築敷地は342.88平方メートルで、2階建て、延床面積98.53平方メートル、建築面積56.72平方メートルの住宅を建築されます。建蔽率は約16.5パーセントです。造成工事としては、20センチメートル程度の盛土をされますが、建

築敷地周囲は、コンクリートブロック、水路を設置されます。雨水は既設排水路へ放流処理され、汚水は公共下水道への放流処理とされます。土砂及び排水の流出を防止する計画であり、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借り入れとされ、金融機関からの書面にて確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号38については、議席2番林田委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 周辺農地に被害はないと考えられることから、本件は許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号2池本推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号2池本です。

申請地は、宅地に隣接しており、周辺農地は市道で完全に分断されているため、農地利用の最適化推進には何ら支障がありません。譲渡人・譲受人は親子関係で、譲受人は現在借家に住んでおられ、実家近くに家を建築したいとのことです。

11月5日に林田農業委員と譲渡人並びに私とで現地を確認しました。問題がないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号38について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号38については、許可とすることに決定いたします。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議長 続きまして、5条調書、整理番号39について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号39について説明します。議案書は8ページ、参考図は23ページ、24ページ、土地利用計画図は25ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、自己用戸建住宅を目的とする、農地の使用貸借です。申請地は、令和3年6月の総会議決により農地法第3条の許可を得て、取得された農地で、果樹栽培をされています。今般、その土地の一部を分筆し、既存の宅地と合わせた土地に、農地所有者の子が住宅を建築するための申請です。なお、第3条許可における農地面積は公簿上208平方メートルで、分筆後の農地として残る土地の実測面積は250平方メートルあり、引き続き果樹栽培をされます。計画によると、建築敷地は342.88平方メートルで、2階建て、延床面積98.53平方メートル、建築面積56.72平方メートルの住宅を建築されます。建蔽率は約16.5パーセントです。造成工事としては、20センチメートル程度の盛土をされますが、建築敷地周囲は、コンクリートブロック、水路を設置されます。雨水は既設排水路へ放流処理され、汚水は公共下水道への放流処理とされます。土砂及び排水の流出を防止する計画であり、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借り入れとされ、金融機関からの書面にて確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議長 5条調書、整理番号39については、議席6番伴委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番伴です。

10月29日に、澤田推進委員と譲渡人とで現況確認しました。周辺には農地もなく、若い世代が集落に入ってくることは喜ばしいことと思います。許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議長 続いて、区域番号4澤田推進委員、補足説明をお願いします。

- 担当推委 区域番号4澤田です。  
10月29日に現地を確認し、周辺農地には影響ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号39について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号39については、許可とすることに決定いたします。  
なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号40について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号40について説明します。議案書は8ページ、参考図は26ページ、27ページ、土地利用計画図は28ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。  
申請内容は、自己用戸建住宅を目的とする、農地の使用貸借です。計画によると、申請地に2階建て、延床面積102.61平方メートル、建築面積56.53平方メートルの住宅を建築されます。建蔽率は約28パーセントです。造成工事としては、区域内での切土及び盛土をされます。周囲には、コンクリートブロック、安定勾配の法面にて施工されます。雨水排水は、水路を設置し、排水路へ放流処理されます。汚水排水は下水道への放流処理とされます。土砂及び排水の流出を防止する計画となっており、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借り入れとされ、金融機関からの書面にて確認しています。  
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。  
なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号40については、議席18番西田委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 10月23日、中本推進委員とともに、代理人立ち会いのもと、現地確認し、説明を受けました。申請地の譲渡人と譲受人は親子で、譲受人はこの度実家の近くに住宅を建築し家族とともに、親の近くに移住するための用地として申請されました。故郷で家族とともに生活してもらうことは、地元にとっても喜ばしいことと考えます。周辺の土地に被害はないと考えられることから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号26中本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 10月23日、西田農業委員とともに現地を確認しました。何ら問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号40について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号40については、許可とすることに決定いたします。  
なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。  
議案第135号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第136号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案第136号について説明します。議案書は9ページからです。  
今月の決定は13件で、借り手、貸し手および買い手、売り手と農用地の所在、面積、期間等は、13ページから15ページの利用権設定等の明細のとおりです。  
10ページから12ページの利用権等設定総括表をご覧ください。賃貸借権および使用貸借権の面積は41,128平方メートルです。次に、所有権移転の、面積は6,089平方メートルです。また、借り手、買い手の農地台帳による経営状況は、16ページのとおりです。  
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等も無いようですので、議案第136号について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。  
よって、議案第136号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。  
議案第136号については、以上であります。
- 議長 続きまして、報告案件に入ります。  
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。
- 事務局 報告します。調書は17ページから19ページ、参考図は29ページから33ページです。  
今月は、農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が5件です。以上です。
- 議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】

議 長           ご質問等も無いようですので、続きまして、**報告案件 2 「田畑転換等農地の形状変更同意報告について」**、事務局の報告を求めます。

事 務 局           報告します。今月の田畑形状変更の届出は 3 件で、調書は 20 ページ、参考図は 34 ページから 36 ページです。以上です。

議 長           ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員           【質問等なしの声】

議 長           ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議 長           続きまして、報告事項に入ります。

                  まず、**報告事項 1 「農業委員会制度検討委員会報告事項」**について、小倉委員長が欠席ですので、瀧井副委員長からお願いします。

瀧井副委員長           ・第 4 回制度検討委員会の結果

議 長           続きまして、**報告事項 2 「湖国女性農業委員・推進委員協議会報告事項」**について、西田副会長が欠席ですので、奥村委員からお願いします。

奥村委員           ・東海・近畿ブロック女性の農業・推進委員研修会

議 長           続きまして、**報告事項 3 「事務局報告事項」**について、お願いします。

事 務 局           ・経過と予定  
                  ・農地法第 18 条第 6 項の規定による賃借権の解除通知  
                  ・農地利用集積計画に係る利用権設定期間満了報告  
                  ・農業委員手帳・農地利用最適化推進委員手帳の配付

議 長           報告事項は以上です。  
                  ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長           ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。